

5-1 地域連携保全活動計画の作成についての市町村への提案

民間発意による生物多様性の保全の取組やNPO/NGO等と市町村による連携した計画作成の促進の観点から、地域連携保全活動を行おうとするNPO/NGO等は、活動の内容を含む地域連携保全活動計画案の作成について市町村に提案することができます。NPO/NGO等が市町村へ提案する際には、可能な限り具体的な内容とし、活動計画の目標や区域等の案も含めましょう。

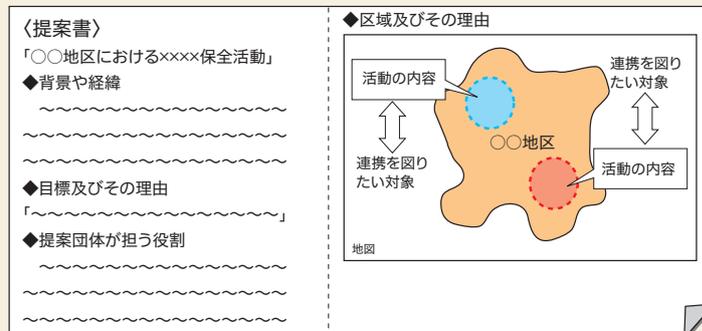
〈提案のポイント〉

- 市町村に活動計画案の作成を提案できるのは、生物多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人等です。具体的には、農林漁業者、NPO/NGO等、地域住民、土地所有者、専門家、企業等の事業者、教育・研究機関等、地域連携保全活動を行おうとする、もしくはその促進に寄与する団体及び個人です。
- 活動計画案の作成を提案する際には、活動計画の必要性や内容等について、できるだけわかりやすく市町村に伝えましょう。書類を提出するだけでなく、市町村の担当者と話し合い、一緒に現地を見ながら情報交換を行う等、提案への理解を促しましょう。
- 提案者が自ら取り組む活動については、責任を持って実施できる内容を記載しましょう。
- 地域連携保全活動の実施に必要な資金の確保については、環境保護のための助成金や基金等の活用、民間企業のCSR活動との連携等も視野に入れて検討しましょう。

地域連携保全活動計画案の提案書の例

提案の実現性を高めるため、可能な限り具体的な内容としましょう。提案に含めることが望ましい事項は、次のとおりです。

- 提案の背景や経緯
- おおよその目標及びその理由
- おおよその区域及びその理由
- 活動の内容
- 連携を図りたい団体又は個人
- 提案者が担う役割



〔提案書のイメージ〕

5-2 提案を受けた市町村の役割

地域連携保全活動計画案の作成について提案を受けた市町村は、地域の自然的・社会的条件を踏まえ、この提案に係る活動計画の作成の内容と必要性について十分な検討を行い、活動計画を作成する必要があると判断した際には、提案者との連携を図りつつ当該計画の作成を進めましょう。

一方、市町村が提案を受けた活動計画を作成する必要があると判断した際には、法律に基づき、その旨及びその理由について提案者に通知しましょう。

これは、提案を受けた市町村が十分に検討することを担保し、提案が受け入れられない場合にも、提案者が提案内容を改善することにより、活動計画の作成に向けた前向きな調整が行われるようにするためです。

例えば、提案された活動計画の内容の一部が実施困難と見込まれる場合には、活動計画の内容の一部を実施可能なものに変更する等、活動計画作成に向けて前向きに調整しましょう。

また、市町村が十分な検討を行った上で、地域連携保全活動計画を作成する必要があると判断した場合には、その旨及びその理由を提案者に文書で通知するだけでなく、十分な説明と意見交換を行うこと等により、将来的に活動計画を作成する必要性が認められる可能性について提案者との間で認識を共有する等、十分な意思疎通を図りましょう。

特に、特定の関係者に限られた活動等地域連携保全活動の趣旨にそぐわない活動、外来種の不適切な導入や、生物多様性を保全するための活動と偽って他の目的の活動を行う等生物多様性の保全の趣旨に反する活動、土地所有者や管理者等の同意・了解が得られる見込みがない等実現可能性が極めて低い活動等が含まれている場合には、市町村は提案者に対して、当該計画を作成できない理由を簡潔な文書で伝え、口頭で説明を加える等、明確に伝達することにより、提案者が市町村の判断を的確に理解できるように通知しましょう。



地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村は、計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、「地域連携保全活動協議会」を組織することができます。

6-1 地域連携保全活動協議会の役割

協議会の役割は、大きく以下の3つがあります。

●地域連携保全活動計画の作成に関する協議

市町村が中心となり、地域連携保全活動を行おうとする主体をはじめ、地域の様々な立場の関係者が協議して、地域の思いを一つにまとめた活動計画を作成しましょう。

●地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整

活動計画の実施状況について定期的に報告を行い、情報を共有しましょう。

また、新たな課題が生じたときには、関係者が知恵を出し合い、課題解決に向けた合意形成を図りつつ、連携して取組みましょう。

●地域連携保全活動計画の実施状況の点検、計画の評価・見直し

地域連携保全活動計画の実施状況を定期的に点検し、目標に向かって様々な活動が順調に進んでいるのか、活動による成果と新たに生じた課題にはどんなものがあるのか等、活動計画の実施状況进行评估し、地域連携保全活動がより良いものとなるよう、必要に応じて活動計画を見直しましょう。

6-2 地域連携保全活動協議会の構成員

協議会は、①活動計画を作成しようとする市町村や②活動を行おうとするNPO等に加え、③地域連携保全活動支援センター（p.36参照）、関係住民、学識経験者、関係行政機関等であって市町村が必要と認める者で構成されます。

〔想定される構成員と期待される役割〕

構成員	期待される役割
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携保全活動計画の作成 ● 関係する団体や地域住民、土地所有者との調整 ● 地域連携保全活動協議会の組織化、運営 ● 国や都道府県との連携 ● 地域連携保全活動の実施
NPO・NGO等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携保全活動計画案の提案 ● 地域連携保全活動の実施（中心的な役割） ● 地域連携保全活動に関する調査 ● 環境教育・学習の実施 ● 様々な主体間の調整
農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携保全活動計画案の提案 ● 地域連携保全活動の実施（土地の所有者や管理者として実施面での主体的な役割） ● 活動への技術的な協力や指導 例：雑木林や竹林、水路の管理等地域に伝わる伝統的な管理手法、農林漁具等の使用方法 等
地域住民	<p>〈個人として参加する場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携保全活動計画案の提案 ● 地域連携保全活動への参加 ● 地域の生活文化への配慮事項や暮らしの知恵や地域の伝統等を活かすための提案や指導 <p>〈町内会や学校等の地域組織として参加する場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の関係者との調整 ● 地域連携保全活動の担い手の育成
企業等の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携保全活動計画案の提案 ● 社員等による活動への参加（活動場所の所有者や管理者の場合は、主体的な役割） ● 活動場所や資金の提供等活動への支援 ● 本業を活かした専門的な技術の提供や指導 例：必要な設備の製作、効果的な普及啓発 ● 経済的な価値を生むアイデアの提案 例：活動に伴う生産物・副産物の商品化
教育・研究機関、 専門家等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携保全活動計画案の提案 ● 地域の自然的・社会的条件に関する情報の収集・整理 ● 地域連携保全活動計画の作成や実施への指導や助言 ● 科学的知見に基づく環境教育・学習の実施（地域連携保全活動の普及啓発を含む）
地域連携保全活動 支援センター (p.34参照)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携保全活動を行おうとするNPO/NGO等、活動が行われることを希望する土地所有者、活動に協力しようとする企業等、関係者間の連携・協力のあっせん ● 知識や経験を有する専門家の紹介や地域に根ざした活動を担う人材の育成等、必要な情報の提供や助言
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制の確保 ● 地域連携保全活動への協力、連携した取組の実施 ● 複数の市町村が連携して活動を行おうとする場合や、計画区域が都道府県境を越えるような場合の関係者間の調整
国の出先機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域連携保全活動への協力 ● 地域連携保全活動に関する情報の提供、助言 ● 地域連携保全活動の円滑な実施に向けた地方公共団体や地域連携保全活動支援センター間の情報交換等を通じた連携協力

6-3 地域連携保全活動協議会の運営

協議会の組織の構成や会議の開催方法等の必要な事項を規約等に定める際には、地域連携保全活動の実施状況等に応じて柔軟に対応できる運営方法を定めましょう。「(参考資料) 5. 地域連携保全活動協議会規約例 (p.78 ~ 85)」に規約例を掲載していますので、地域の状況に応じて必要な箇所のみを使用する等、規約作成の参考としてください。

✓ 協議会はできるだけ開かれた場として

地域連携保全活動の円滑な実施のためには、協議会の構成員以外の方々の理解や協力も得て、場合によっては連携した取組を進めることも必要となります。そういった方々と情報を共有し、信頼関係を築くためにも、できるだけ協議会の透明性を確保することが大切です。希少な野生生物の保護や個人情報の保護等の観点から公開が適切でない場合を除き、協議会や用いる資料を公開しましょう。



7

地域連携保全活動計画の公表

市町村は、地域連携保全活動計画を作成したときは、遅滞なく、活動計画を公表しましょう。

地域連携保全活動計画を公表することで、国や都道府県による協力を促し、地域内外の第三者が活動への理解を深め、新たな主体の参加や支援につながることを期待されます。

公表に当たっては、市町村の広報誌やウェブサイト等も活用し、広く周知に努めるとともに、国、都道府県、地域連携保全活動支援センター等の関係機関にも連絡しましょう。

また、活動計画には呼び名や副題をつけておくと便利でしょう。その際、計画策定した市町村名や計画区域の地域名を表したり、活動の目標や実施内容等、伝えたいメッセージを表現する工夫をしたり、関係者で話し合っていると良いでしょう。

